質問第二五号平成三十年十一月一日提出

民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問主意書

提出者

城

井

崇

民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問主意書

近年、 全国的に雨 の降り方が局地化・集中化しており、 それに伴う被害も甚大なものとなっている。 北九

州市においても、 平成二十九年七月七日の大雨により、 市内で百二十箇所のがけ崩れが発生した。

民有地におけるがけ崩れについては、たとえ自然災害であっても、 所有者が復旧、 防災措置など、 適切な

管理を行うことが原則であるが、 被害の甚大化に伴い、所有者個人の資力では対応できない状況や、 所有者

が直ちに判明しない場合、 また、 隣接者間の調整に時間を要し、 災害発生後の迅速かつ適切な対応が困難と

なる場合もある。

二次被害を含めた災害の発生を防ぐためにも、 被害の早期復旧や適切な防災措置を図ることは重要であ

り、 所有者が復旧、 防災措置等を行うことが前提であっても、 行政に対し、 定の関与を求める意見もあ

る。 しかし、 現時点においては、 特に民有地に対して、どのように行政が関与するのか、 明確な基準等は無

く、行政が対応に苦慮する場合がある。

そこで、がけ崩れ等の災害対策の推進に関して、以下質問する。

民有地や所有者が直ちに判明しない土地における、 がけ崩れ等の災害対策に対して、 国による全国的に

右質問する。

統一した考え方や基準、制度づくりをする必要があると考えるが、 政府の認識を明らかにされたい。